

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

- ◎ 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）【第一条関係】 1
- ◎ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）【第二条関係】 5
- ◎ 令和二年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百二十二号）【第三条関係】 23



準報酬年額とみなされる額を含む。)とみなし、旧法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号。次項において「施行法」という。)第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の標準報酬月額は、令和二年六月一日において適用されていた改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会(以下「存続共済会」という。)の定款で定める標準報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十九号)附則第二十条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額(以下この項において「報酬額」)といい、当該地方公共団体が同日後における廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の議員報酬額又は報酬額とし、その額が同月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。)に係る存続共済会の定款で定める標準報酬月額(その額が、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第五十一条第一項第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会、同項第二号に規定する市議会議員存続共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。)に四・八一三を乗じて得た額を超える

準報酬年額とみなされる額を含む。)とみなし、旧法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号。次項において「施行法」という。)第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の標準報酬月額は、令和元年六月一日において適用されていた改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会(以下「存続共済会」という。)の定款で定める標準報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十九号)附則第二十条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額(以下この項において「報酬額」)といい、当該地方公共団体が同日後における廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の議員報酬額又は報酬額とし、その額が同月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。)に係る存続共済会の定款で定める標準報酬月額(その額が、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第五十一条第一項第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会、同項第二号に規定する市議会議員存続共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。)に四・八一八を乗じて得た額を超える

ときは、その額とする。

3 前二項の規定により、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百四号）第一条の規定による改正前の前二項の規定により改定された旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額（同条の規定による改正前のこの項の規定の適用を受けたものに限る。）又は特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金のうち令和元年六月一日以後の退職に係る年金の額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。

4 (略)

ときは、その額とする。

3 前二項の規定により、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（令和二年政令第百四号）第一条の規定による改正前の前二項の規定により改定された旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額（同条の規定による改正前のこの項の規定の適用を受けたものに限る。）又は特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金のうち平成三十年六月一日以後の退職に係る年金の額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。

4 改正法附則第二条、第八条又は第九条の規定によりなお従前の例によることとされる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金に係る第一項の規定の適用については、同項中「改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）第六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額（旧法第六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額」とあるのは「改正法附則第二条、第八条又は第九条の規定によりなお従前の例によることとされる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「改正前の共済法」という。）第六十一条第二項に規定する標準報酬年額（改正前の共済法第六十二条第二項の規定により当該標準

報酬年額」と、「旧法第十一章」とあるのは「改正前の共済法第十一章」とする。

◎ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）【第二条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
<p>（改正前地共済法による職域加算額に係る改正前地共済法等の規定の読替え）</p> <p>第七条 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものとされた改正前地共済法、改正前地共済施行法及び改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、同項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第二項	（略）	改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第二項	（略）
次の各号に掲げる	（略）	（新設）	（新設）
第四十四条の二（第四十四条の三から第四十四条の五まで）	（略）	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで）	（新設）
当該各号に定める率	（略）	（新設）	（新設）
とする。	（略）	（新設）	（新設）
一 名目手取	（略）	（新設）	（新設）

<p>改正前地共 済法附則第 二十八条の 十二の二第 三項</p>	<p>物価変動率が 賃変動率が 賃変動率 目手取り賃 金変動率</p> <p>二、物価変動 率が一を下 回り、かつ 、物価変動 率が名目手 取り賃金変 動率を下回 る場合、名 目手取り賃 金変動率</p>	<p>物価変動率（物価変動率が名目 手取り賃金変動率を上回るとき は、名目手取り賃金変動率。以 下この項及び第五項において同 じ。）が 適用する改正後厚生年金保険法 第四十三条の三（適用する改正 後厚生年金保険法第四十三条の 五）</p>
---	--	---

<p>改正前地共 済法附則第 二十八条の 十二の二第 三項</p>	<p>（新設）</p> <p>第四十四条の 三（第四十四 条の五）</p>	<p>（新設）</p> <p>適用する改正後厚生年金保険法 第四十三条の三（適用する改正 後厚生年金保険法第四十三条の 五）</p>
---	---	--

改正前地共 済法附則第 二十八条の 十二の二第 四項	次の各号に掲 げる	名目手取り賃金変動率が一を下 回る
四項	第四十四条の 四（第四十四 条の五	適用する改正後厚生年金保険法 第四十三条の四（適用する改正 後厚生年金保険法第四十三条の 五
当該各号に定 める率	名目手取り賃金変動率	とする。
一 名目手取 り賃金変動 率が一を下 回り、かつ 、物価変動 率が名目手 取り賃金変 動率を上回	とする。	二 名目手取 り賃金変動 率が一を下 回り、かつ 、物価変動 率が名目手 取り賃金変 動率を上回
改正前地共 済法附則第 二十八条の 十二の二第 四項	(新設)	(新設)
四項	第四十四条の 四（第四十四 条の五	適用する改正後厚生年金保険法 第四十三条の四（適用する改正 後厚生年金保険法第四十三条の 五
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)



2 (略)		
(略)	る場合(物 価変動率が 一を上回る 場合を除く ) 物価 変動率	
(略)		

(改正前地共済法による職域加算額について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等)

第十一条 平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで、第四十六条、第五十四条第二項、第五十九条第二項、第六十条第二項、第六十一条第一項、第六十五条の二から第六十八条まで、第九十二条第一項及び第二項、第百条の二第一項、第三項及び第四項、附則第十七条の四第六項本文、附則別表第二並びに別表の規定とし、これらの規定を平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正後厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

2 (略)	第四十三條 の二第三項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(改正前地共済法による職域加算額に係る平成六年地共済改正法

2 (略)		
(略)		
(略)		

(改正前地共済法による職域加算額について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等)

第十一条 平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで、第四十六条、第五十四条第二項、第五十九条第二項、第六十条第二項、第六十一条第一項、第六十五条の二から第六十八条まで、第九十二条第一項及び第二項、第百条の二第一項、第三項及び第四項、附則第十七条の四第六項本文、附則別表第二並びに別表の規定とし、これらの規定を平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正後厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

2 (略)	第四十三條 の二第四項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(改正前地共済法による職域加算額に係る平成六年地共済改正法

等の規定の読替え)

第十二条 改正前地共済法による職域加算額に係る地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十九号。以下この項において「平成六年地共済改正法」という。)附則第八条の規定並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号。以下この項及び第十八条第一項において「平成十二年地共済改正法」という。)附則第十条、第十一条第一項から第八項まで及び第十二項並びに第十一条の二並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略) 平成十二年地共済改正法附則第十一条の二第二項	(略) 次の各号に掲げる	(略) 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)が一を下回る
法第四十四条の二(法第四十四条の三から第四十四条の五まで)	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率
一 法第四十四条の二第一項に規定	とする。	とする。

等の規定の読替え)

第十二条 改正前地共済法による職域加算額に係る地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十九号。以下この項において「平成六年地共済改正法」という。)附則第八条の規定並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号。以下この項及び第十八条第一項において「平成十二年地共済改正法」という。)附則第十条、第十一条第一項から第八項まで及び第十二項並びに第十一条の二並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略) 平成十二年地共済改正法附則第十一条の二第二項	(略) (新設)	(略) (新設)
法第四十四条の二(法第四十四条の三から第四十四条の五まで)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

---

---

---

する名目手  
取り賃金変  
動率（以下  
「名目手取  
り賃金変動  
率」という  
。）が一を  
下回り、か  
つ、同項に  
規定する物  
価変動率（  
以下「物価  
変動率」と  
いう。）が  
名目手取り  
賃金変動率  
を下回る場  
合、名目手  
取り賃金変  
動率  
二、物価変動  
率が一を下  
回り、かつ  
物価変動  
率が名目手  
取り賃金変  
動率を上回  
る場合、物

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である)

2

(略)	
(略)	<p>り賃金変動 率が一を下 回り、かつ 、物価変動 率が名目手 取り賃金変 動率以下と なる場合 名目手取り 賃金変動率 二、名目手取 り賃金変動 率が一を下 回り、かつ 、物価変動 率が名目手 取り賃金変 動率を上回 る場合(物 価変動率が 一を上回る 場合を除く )。物価 変動率</p>
(略)	

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である)

2

(略)	
(略)	
(略)	

給付等に係る改正前地共済法等の規定の読替え)

第十四条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付に係るなお効力を有する改正前地共済法及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八條の十二の二第二項	(略)	次の各号に掲げる	第四十四條の二(第四十四條の三から第四十四條の五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の二(適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の三から第四十三條の五まで	名目手取り賃金変動率が一を下回る	名目手取り賃金変動率が一を下回る
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八條の十二の二第二項	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率	一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回る場合	名目手取り賃金変動率	とする。	一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回る場合	とする。

給付等に係る改正前地共済法等の規定の読替え)

第十四条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付に係るなお効力を有する改正前地共済法及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(新設)	(新設)
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八條の十二の二第二項	第四十四條の二(第四十四條の三から第四十四條の五	(新設)	(新設)

一 名目手取	とする。	当該各号に定める率	なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八條の十二の二第四項	なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八條の十二の二第三項	なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八條の十二の二第三項	二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合、物価変動率
とする。	とする。	名目手取り賃金変動率	次の各号に掲げる 第四十四條の四（第四十四條の五） 後厚生年金保険法第四十三條の五	第四十四條の三（第四十四條の五） 後厚生年金保険法第四十三條の五	第四十四條の三（第四十四條の五） 後厚生年金保険法第四十三條の五 適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の五）が	物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において同じ。）が

(新設)	(新設)	(新設)	なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八條の十二の二第四項	なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八條の十二の二第三項	なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八條の十二の二第三項	(新設)
(新設)	(新設)	適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の五）	(新設)	第四十四條の三（第四十四條の五） 後厚生年金保険法第四十三條の五 適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の五）	(新設)	(新設)





給付等について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等)

第十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十三条第三項、第四十三条の二から第四十三条の五まで、第四十六条、第五十四条第二項及び第三項、第六十五条の二から第六十八条まで、第九十二条第一項、第一百条の二第一項、第三項及び第四項、附則第十条の二、第十一条第一項から第四項まで、第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の六第一項、第六項及び第八項、第十三条の五第六項、第十三条の六第一項、第四項、第六項及び第八項並びに第十七条の四第六項本文、附則別表第二並びに別表の規定並びに平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「改正後平成六年国民年金等改正法」という。）附則第二十一条第一項及び第三項（これらの規定を改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十二条及び第二十七条第十八項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条第四項及び第六項並びに第二十六条第一項、第三項、第五項、第七項、第八項、第十一項、第十三項及び第十四項の規定とし、これらの規定を平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
改正後厚生年金保険法第四十三条の二第三項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2

(略)

給付等について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等)

第十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十三条第三項、第四十三条の二から第四十三条の五まで、第四十六条、第五十四条第二項及び第三項、第六十五条の二から第六十八条まで、第九十二条第一項、第一百条の二第一項、第三項及び第四項、附則第十条の二、第十一条第一項から第四項まで、第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の六第一項、第六項及び第八項、第十三条の五第六項、第十三条の六第一項、第四項、第六項及び第八項並びに第十七条の四第六項本文、附則別表第二並びに別表の規定並びに平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「改正後平成六年国民年金等改正法」という。）附則第二十一条第一項及び第三項（これらの規定を改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十二条及び第二十七条第十八項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条第四項及び第六項並びに第二十六条第一項、第三項、第五項、第七項、第八項、第十一項、第十三項及び第十四項の規定とし、これらの規定を平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
改正後厚生年金保険法第四十三条の二第四項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2

(略)

		<p>(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付に係る平成十二年地共済改正法の規定の読替え)</p> <p>第十八条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る平成十二年地共済改正法附則第十条、第十一条第一項から第八項まで及び第十二項並びに第十一条の二並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十二年地共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>(略)</p> <p>附則第十一 条の二第二 項</p>	<p>(略)</p> <p>次の各号に掲 げる</p>	<p>(略)</p> <p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）が一を下回る</p> <p>同条（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで</p>	<p>(略)</p> <p>当該各号に定 める率</p> <p>とする。</p> <p>一 法第四十 四条の二第 一項に規定 する名目手 取り賃金変</p>

		<p>(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付に係る平成十二年地共済改正法の規定の読替え)</p> <p>第十八条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る平成十二年地共済改正法附則第十条、第十一条第一項から第八項まで及び第十二項並びに第十一条の二並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十二年地共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>(略)</p> <p>附則第十一 条の二第二 項</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>法第四十四条の二（法第四十四条の三から第四十四条の五まで</p> <p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(削る)	
(削る)	<p>動率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)が一を下回り、かつ、同項に規定する物価変動率(以下「物価変動率」という。)が名目手取り賃金変動率を下回る場合、名目手取り賃金変動率、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合、物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合、物価変動率</p>
(削る)	
附則第十一	
法第四十四条	
適用する改正後厚生年金保険法	

附則第十一 条の二第三 項	物価変動率が	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する物価変動率（当該物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において「物価変動率」という。）が
附則第十一 条の二第四 項	法第四十四条の三（法第四十四条の五） 次の各号に掲げる 法第四十四条の四（法第四十四条の五） 当該各号に定める率 とする。	五 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五） 名目手取り賃金変動率が一を下回る 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五） 名目手取り賃金変動率 とする。
一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動	とする。	とする。

附則第十一 条の二第二 項第一号	の二第一項	第四十三条の二第一項
附則第十一 条の二第三 項	（新設）	（新設）
附則第十一 条の二第四 項	法第四十四条の三（法第四十四条の五） （新設）	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五） （新設）
法第四十四条の四（法第四十四条の五） （新設）	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五） （新設）	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五） （新設）
（新設）	（新設）	（新設）

2

(略)

(略)	(略)	(略)
	<p>率が名目手 取り賃金変 動率以下と なる場合 名目手取り 賃金変動率 二 名目手取 り賃金変動 率が一を下 回り、かつ 、物価変動 率が名目手 取り賃金変 動率を上回 る場合(物 価変動率が 一を上回る 場合を除く )。物価 変動率</p>	

(控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等)  
 第五十四条 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第  
 一項に規定する各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて  
 政令で定める率(次項において「改定基準率」という。)は、当  
 該年度における物価変動率(改正後厚生年金保険法第四十三条の

2

(略)

(略)	(略)	(略)

(控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等)  
 第五十四条 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第  
 一項に規定する各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて  
 政令で定める率(次項において「改定基準率」という。)は、当  
 該年度における物価変動率(改正後厚生年金保険法第四十三条の

二第一項に規定する物価変動率をいう。以下同じ。)とする。ただし、物価変動率が名目手取り賃金変動率(改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率をいう。以下同じ。)を上回るときは、名目手取り賃金変動率とする。

(削る)

(削る)

2 前項の規定にかかわらず、調整期間(改正後厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間をいう。第二百二十二条第二項において同じ。)における改定基準率は、当該年度における基準年度以後算出率(厚生年金保険法第四十三条の五第一項に規定する基準年度以後算出率をいう。第二百二十二条第二項において同じ。)とする。ただし、物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回る場合は、物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)とする。

(削る)

(削る)

3 (略)

(控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等)

二第一項に規定する物価変動率をいう。以下同じ。)とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第一号に掲げる場合 名目手取り賃金変動率(改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率をいう。以下同じ。)

二 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第二号に掲げる場合 一

2 前項の規定にかかわらず、調整期間(改正後厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間をいう。第二百二十二条第二項において同じ。)における改定基準率は、当該年度における基準年度以後算出率(厚生年金保険法第四十三条の五第一項に規定する基準年度以後算出率をいう。第二百二十二条第二項において同じ。)とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 物価変動率が一を下回る場合 物価変動率

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一

3 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額(第五十八条第一項及び第六十七条第一項において「控除調整下限額」という。)に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

(控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等)

第二百二十二条 平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率（次項において「改定基準率」という。）は、当該年度における物価変動率とする。ただし、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率とする。

（削る）

（削る）

2 前項の規定にかかわらず、調整期間における改定基準率は、当該年度における基準年度以後算出率とする。ただし、物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回る場合は、物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）とする。

（削る）

（削る）

3 （略）

第二百二十二条 平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率（次項において「改定基準率」という。）は、当該年度における物価変動率とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第一号に掲げる場合 名目手取り賃金変動率

二 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第二号に掲げる場合 一

2 前項の規定にかかわらず、調整期間における改定基準率は、当該年度における基準年度以後算出率とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 物価変動率が一を下回る場合 物価変動率

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一

3 平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する控除調整下限額（以下「控除調整下限額」という。）に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

◎ 令和二年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百十二号）【第三条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
<p>令和三年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令</p> <p>令和三年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第六を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。</p>			
昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二二一	昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二三一
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二二二二	昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二二三二
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二二五九	昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二六〇〇
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二二六五	昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六六六
<p>令和二年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令</p> <p>令和二年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第六を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。</p>			



昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六五
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二七一
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二八一
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二九二
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二九三

昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二七二
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二八二
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二九三
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二九四